

高松市監査委員告示第8号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和2年2月28日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	大	山	高	子
同	坂	下	且	人

# 監査結果に基づく 措置通知

(包括外部監査)

(令和2年2月28日)



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

## 高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ [kansa@city.takamatsu.lg.jp](mailto:kansa@city.takamatsu.lg.jp)

# 包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

R2.2.28

監査実施年度 平成25年度

監査テーマ 高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置 通知日
1	意見	許可業者が許可時に提出する申請書に、家庭ごみの収集運搬業者には応札しない旨を記載することについて	P119	環境局	環境指導課	R2.1.22
2	意見	許可業者の経営の安全性を確認するチェックリストを作成することについて				

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成25年度／高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）	
区 分	意 見	
意見の項目	許可業者が許可時に提出する申請書に、家庭ごみの収集運搬業者には応札しない旨を記載することについて	
意見の内容	<p>市は、事業ごみ収集運搬を業とするものに、市の行う家庭ごみの収集運搬業務を行えないことを条件として許可を与えることができる、としている。現実には、高松市は家庭ごみの収集運搬を一般廃棄物の収集運搬の許可を持たない、し尿及び浄化槽汚泥収集許可業者5者を含む一般廃棄物収集運搬許可業者以外の者に継続して随意契約で委託している。</p> <p>家庭ごみの委託業務を行えない、という条件は、市長が「付すことが出来る」とされているため、一般廃棄物収集運搬の許可の条件に入っているのかいないのか明確ではない。</p> <p>市は、許可業者が許可時に提出する申請書に家庭ごみの収集運搬業者に応札しない旨を記載するべきである。</p>	
報告書該当 ページ	P119	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年1月22日
所管課等	環境局 環境指導課
措置結果	<p>本件意見については、市が直営で行っていた家庭ごみ定期収集運搬について、平成30年度から委託化を進めるなど、収集運搬体制の効率化等に努めており、一般廃棄物収集運搬許可事業者に対しても、家庭ごみの収集運搬業務委託の応札を認めることに改めたため、申請書に応札しない旨の記載は引き続きしないこととした。</p>

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成25年度／高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）	
区 分	意 見	
意見の項目	許可業者の経営の安全性を確認するチェックリストを作成することについて	
意見の内容	<p>一般廃棄物の収集運搬を安定して実施可能な経営基盤を検討するために、直近1年分の決算書類を徴収している。中には債務超過の許可業者もいる。安定した経営のために、施設の所有まで求めていることとのバランスを考えると、本来は許可することが妥当とは思われない。</p> <p>市は資金繰り状況などをヒアリングにより確かめて許可したとのことであるが、提出された損益計画は、現状から見てやや達成が困難であるように思われ、長期財務計画は残されているものの、資金繰りについては入手されていないなど、事業の継続性を確認した証跡が残されていない。</p> <p>また、決算書類は提出を求める文書に含まれており、提出されるのであれば、経営の安全性について決算数値により確認する必要がある。チェックする項目をリストアップしたチェックリストを作成することが望まれる。これにより、不適とされた事項については、検討し、検討した結果を記載する様式にすることが望まれる。</p>	
報告書該当 ページ	P119	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年1月22日
所管課等	環境局 環境指導課
措置結果	<p>本件意見については、令和2年1月から、経営の安全性をチェックするリストを作成し、それに基づいて確認を行い、不適となった事項については、許可業者に対し、聞き取り及び長期財務計画表に加え、根拠として理由書を提出させ、許可の適否を検討するように改めることとした。</p>